

平成 27 年第 1 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議 案 番 号	第 1 号議案
議 案 名	安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、安城市特別職報酬等審議会の担当事務を改めるもの</p> <p>教育長の職が特別職となることに伴い、安城市特別職報酬等審議会の担当事務に教育長の給料の額についての調査審議を加える。</p> <p>(施行日) 平成 27 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 2 号議案
議 案 名	安城市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>行政手続法の改正に伴い、同法の規定に基づき、市の機関がする行政指導及び条例等を根拠とする処分に関する手続について定めるもの</p> <p>1 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととする。</p> <p>2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとする。</p> <p>3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（根拠が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとする。</p> <p>※ 根拠が法律等に置かれている処分に関するものは、行政手続法で措置される。</p> <p>(施行日) 平成 27 年 4 月 1 日</p>

内 容																	
議 案 番 号	第 3 号議案																
議 案 名	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>事務事業の見直しに伴うもの</p> <p>職員定数の変更</p> <p>1 市長の事務部局の職員 855人 → 861人 (6人増) (うち福祉に関する事務所の職員 51人 → 54人 (3人増))</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 157人 → 151人 (6人減)</p> <p>(施行日) 平成27年4月1日</p>																
議 案 番 号	第 4 号議案																
議 案 名	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>安城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬月額を改定するもの</p> <p>議員報酬月額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>引上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>555,000 円</td> <td>572,000 円</td> <td>17,000 円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>514,000 円</td> <td>529,000 円</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>463,000 円</td> <td>477,000 円</td> <td>14,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成27年4月1日</p>	区分	改正前	改正後	引上額	議長	555,000 円	572,000 円	17,000 円	副議長	514,000 円	529,000 円	15,000 円	議員	463,000 円	477,000 円	14,000 円
	区分	改正前	改正後	引上額													
議長	555,000 円	572,000 円	17,000 円														
副議長	514,000 円	529,000 円	15,000 円														
議員	463,000 円	477,000 円	14,000 円														

内 容													
議 案 番 号	第 5 号議案												
議 案 名	安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘 要	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会に係る規定を整理するもの</p> <p>1 教育長に対する教育委員会の委員としての報酬等の支給禁止に関する規定を削除する。</p> <p>2 教育委員会の委員長の報酬に関する規定を削除する。</p> <p>(施行日) 平成 27 年 4 月 1 日</p> <p>(経過措置) 現に在職する教育長が教育委員会の委員として在任する間（旧教育委員会制度であり、教育長の職が一般職である間）は、この改正は適用しない。</p>												
議 案 番 号	第 6 号議案												
議 案 名	安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘 要	<p>安城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長及び副市長の給料月額を改定し、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、特別職となる教育長を条例の適用の対象とするもの</p> <p>1 安城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長及び副市長の給料月額を改定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>引上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>1,024,000 円</td> <td>1,034,000 円</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>838,000 円</td> <td>846,000 円</td> <td>8,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、特別職となる教育長を条例の適用の対象とする。</p> <p>(1) 給与の額は、744,000 円とする。</p> <p>(2) 地域手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び旅費については、市長及び副市長と同様とする。（現行どおり）</p> <p>(施行日) 平成 27 年 4 月 1 日</p> <p>(経過措置) 現に在職する教育長については、教育委員会の委員として在任する間（教育長の職が一般職である間）は、2 の改正は、適用しない。</p> <p>※ 教育長の職が一般職である間は、改正前の安城市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の適用を受ける（仮番 7 参照）。</p>	区分	改正前	改正後	引上額	市長	1,024,000 円	1,034,000 円	10,000 円	副市長	838,000 円	846,000 円	8,000 円
区分	改正前	改正後	引上額										
市長	1,024,000 円	1,034,000 円	10,000 円										
副市長	838,000 円	846,000 円	8,000 円										

内 容	
議案番号	第7議案
議案名	安城市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正について
摘 要	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、特別職となる教育長の勤務条件等を定め、並びに市長及び副市長の給与月額の設定に準じ、教育長の給料月額を改定するもの</p> <p>1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、特別職となる教育長の勤務条件等を定める。</p> <p>(1) 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職の職員の例によるものとする(ただし、承認等は教育委員会が行う。)</p> <p>(2) 教育長の職務専念する義務の免除については、一般職の職員の例によるものとする(ただし、承認は教育委員会が行う。)</p> <p>※ 特別職となる教育長の給与に関しては、安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例で規定するため、本条例から削除する。</p> <p>2 市長及び副市長の給与月額の設定に準じ、現に在職する教育長の現任期中の給料月額を改定する。(附則事項)</p> <p>737,000円 → 744,000円</p> <p>(施行日) 平成27年4月1日</p> <p>(経過措置) 現に在職する教育長については、教育委員会の委員として在任する間(教育長の職が一般職である間)は、1の改正は適用せず、改正前の条例を適用する。</p>
議案番号	第8号議案
議案名	安城市特別職に属する職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長を条例の適用の対象とするもの</p> <p>1 教育長の職が特別職となることに伴い、特別職の退職手当に関して定める本条例の適用の対象に教育長を加える。</p> <p>2 教育長の退職手当の額は、給料の月額に在職月数及び100分の18を乗じた額以内(現行どおり)とする。</p> <p>(施行日) 平成27年4月1日</p> <p>(経過措置) 現に在職する教育長については、教育委員会の委員として在任する間(教育長の職が一般職である間)は、この改正は適用しない。</p>

内 容																												
議 案 番 号	第 9 号議案																											
議 案 名	安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について																											
摘 要	<p>国家公務員に準じて、早期退職募集制度の創設等をし、及び退職手当の調整額を改定するもの</p> <p>1 早期退職募集制度の創設</p> <p>(1) 定年前に退職の意思を有する職員の募集であって、次の募集を行うことができることとする。</p> <p>ア 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の職員を対象として行う募集</p> <p>イ 組織の改廃等を円滑に実施することを目的として行う募集</p> <p>(2) 応募者について、その者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合等を除き、認定をするものとする。</p> <p>2 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の見直し</p> <p>定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置について、定年前1年につき給料月額を割増率を100分の3（現行100分の2）とし、この適用対象を勤続期間が20年以上（現行25年以上）の退職者とするとともに、1の早期退職者の募集に応じ認定を受けて退職した者を含める。</p> <p>3 退職手当の調整額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号区分</td> <td>50,000円</td> <td>65,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号区分</td> <td>45,850円</td> <td>59,550円</td> </tr> <tr> <td>第3号区分</td> <td>41,700円</td> <td>54,150円</td> </tr> <tr> <td>第4号区分</td> <td>33,350円</td> <td>43,350円</td> </tr> <tr> <td>第5号区分</td> <td>25,000円</td> <td>32,500円</td> </tr> <tr> <td>第6号区分</td> <td>20,850円</td> <td>27,100円</td> </tr> <tr> <td>第7号区分</td> <td>16,700円</td> <td>21,700円</td> </tr> <tr> <td>第8号区分</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 調整額とは、退職前（60月分）の職責に応じて退職手当に加算される額</p> <p>(施行日) 平成27年4月1日</p>		改正前	改正後	第1号区分	50,000円	65,000円	第2号区分	45,850円	59,550円	第3号区分	41,700円	54,150円	第4号区分	33,350円	43,350円	第5号区分	25,000円	32,500円	第6号区分	20,850円	27,100円	第7号区分	16,700円	21,700円	第8号区分	0	0
		改正前	改正後																									
第1号区分	50,000円	65,000円																										
第2号区分	45,850円	59,550円																										
第3号区分	41,700円	54,150円																										
第4号区分	33,350円	43,350円																										
第5号区分	25,000円	32,500円																										
第6号区分	20,850円	27,100円																										
第7号区分	16,700円	21,700円																										
第8号区分	0	0																										

内 容																		
議 案 番 号	第 1 0 号議案																	
議 案 名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について																	
摘 要	<p>建築物の構造計算適合性判定制度及び住宅性能表示制度の見直し並びに農地台帳の公表化に伴うもの</p> <p>1 建築物の構造計算適合性判定制度及び住宅性能表示制度の見直しに伴うもの</p> <p>(1) 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料について、構造計算適合性判定を行う(市が当該判定の申請をする)建築物に対する手数料の加算額に関する規定を削除する。</p> <p>(2) 長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定申請手数料について、次のとおり設計住宅性能評価書(断熱等性能等級が表示されたものに限る。)が添付されている場合の区分を新たに設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>設計住宅性能評価書が添付されている場合の金額(1戸につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">認定申請</td> <td>1戸建て住宅</td> <td>22,500円</td> </tr> <tr> <td>1棟の総戸数が5以下の共同住宅等</td> <td>63,000円を申請戸数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>1棟の総戸数が6以上の共同住宅等</td> <td>96,600円を申請戸数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">変更認定申請</td> <td>1戸建て住宅</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>1棟の総戸数が5以下の共同住宅等</td> <td>29,100円を申請戸数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>1棟の総戸数が6以上の共同住宅等</td> <td>46,700円を申請戸数で除して得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 農地台帳の公表化に伴うもの</p> <p>農地台帳の閲覧及び農地台帳記録事項要約書の交付に関する手数料を新設する。</p> <p>農地台帳の閲覧 1件 100円</p> <p>農地台帳記録事項要約書の交付 1通 200円</p> <p>(施行日)</p> <p>1(2)及び2 平成27年4月1日</p> <p>1(1) 平成27年6月1日</p>	区分		設計住宅性能評価書が添付されている場合の金額(1戸につき)	認定申請	1戸建て住宅	22,500円	1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	63,000円を申請戸数で除して得た額	1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	96,600円を申請戸数で除して得た額	変更認定申請	1戸建て住宅	8,200円	1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	29,100円を申請戸数で除して得た額	1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	46,700円を申請戸数で除して得た額
	区分		設計住宅性能評価書が添付されている場合の金額(1戸につき)															
認定申請	1戸建て住宅	22,500円																
	1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	63,000円を申請戸数で除して得た額																
	1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	96,600円を申請戸数で除して得た額																
変更認定申請	1戸建て住宅	8,200円																
	1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	29,100円を申請戸数で除して得た額																
	1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	46,700円を申請戸数で除して得た額																
議 案 番 号	第 1 1 号議案																	
議 案 名	安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について																	
摘 要	<p>一般行政職の管理職員特別勤務手当の改正に準じ、企業職員の管理職員特別勤務手当を改正するもの</p> <p>管理職員特別勤務手当の支給対象の追加</p> <p>管理職手当を受ける企業職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても管理職員特別勤務手当の支給対象とする。</p> <p>(施行日)</p> <p>平成27年4月1日</p>																	

内 容	
議 案 番 号	第 1 2 号議案
議 案 名	安城市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員法に基づく配偶者同行休業の制度を設けるもの</p> <p>1 休業の事由 職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にすること。</p> <p>2 休業の申請及び承認 職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該休業を承認することができる。</p> <p>3 休業の期間 3年以内</p> <p>4 休業の効果 職員としての身分は保有するが職務に従事せず、給与は支給しない。また、退職手当の在職期間の計算上は、休業した全期間を除算する。</p> <p>5 休業に伴う任期付採用及び臨時的任用 職員の配置換えその他の方法により配偶者同行休業を申請した職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、申請の期間を限度として任期付採用及び臨時的任用（1年以内）をすることができる。</p> <p>(施行日) 平成27年4月1日</p>

内 容							
議 案 番 号	第 1 3 号議案						
議 案 名	安城市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について						
摘 要	<p>子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正に伴い、保育料等について規定するもの</p> <p>1 保育料の額を、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）として定める。</p> <p>※ 原則、教育・保育給付に係る支給認定を受ける児童に関しては、施設が施設型給付費等（公定価格の一部）を保護者に代わり受領するため、これらの保護者の実際の負担額は、公定価格から施設型給付費等の額を控除した額となる。</p> <p>※ 第3子無償化については、保護者の負担額を定める規則で措置する。</p> <p>2 延長保育利用料について規定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日以外の日を実施する延長保育</td> <td>月額6,500円を限度として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>休日に実施する延長保育</td> <td>当該延長保育を受けた日数（市長が必要と認める場合は規則で定める日数を控除した日数）に2,000円を限度として規則で定める額を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 保育料及び延長保育利用料の納付に関し必要な事項を定めるほか所要の改正を行う。</p> <p>(施行日) 平成27年4月1日</p>	区分	金額	休日以外の日を実施する延長保育	月額6,500円を限度として規則で定める額	休日に実施する延長保育	当該延長保育を受けた日数（市長が必要と認める場合は規則で定める日数を控除した日数）に2,000円を限度として規則で定める額を乗じて得た額
	区分	金額					
休日以外の日を実施する延長保育	月額6,500円を限度として規則で定める額						
休日に実施する延長保育	当該延長保育を受けた日数（市長が必要と認める場合は規則で定める日数を控除した日数）に2,000円を限度として規則で定める額を乗じて得た額						
議 案 番 号	第 1 4 号議案						
議 案 名	安城市立幼稚園授業料徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について						
摘 要	<p>子ども・子育て支援法の制定に伴い、幼稚園の授業料の額に係る規定を改めるもの</p> <p>幼稚園の授業料の額を、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）として定める。</p> <p>※ 原則、教育・保育給付に係る支給認定を受ける児童に関しては、施設が施設型給付費等（公定価格の一部）を保護者に代わり受領するため、これらの保護者の実際の負担額は、公定価格から施設型給付費等の額を控除した額となる。</p> <p>※ 第3子無償化については、保護者の負担額を定める規則で措置する。</p> <p>(施行日) 平成27年4月1日</p>						



内 容																																				
議 案 番 号	第 1 5 号 議 案																																			
議 案 名	安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について																																			
摘 要	消費税及び地方消費税の税率の引上げ等諸般の状況により、し尿処理に係る手数料の改定をするもの																																			
	し尿処理に係る手数料の改定																																			
	改正前																																			
	改正後																																			
	→																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">手数料 (円)</th> </tr> <tr> <th>1月に 1回</th> <th>2月に 1回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>520</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>800</td> <td>1,350</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,070</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>1,350</td> <td>2,450</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>1,620</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>1,900</td> <td>3,550</td> </tr> <tr> <td>7人</td> <td>2,170</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>8人</td> <td>2,450</td> <td>4,650</td> </tr> <tr> <td>9人</td> <td>2,720</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>10人</td> <td>3,000</td> <td>5,750</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料 (円)		1月に 1回	2月に 1回	1人	520	800	2人	800	1,350	3人	1,070	1,900	4人	1,350	2,450	5人	1,620	3,000	6人	1,900	3,550	7人	2,170	4,100	8人	2,450	4,650	9人	2,720	5,200	10人	3,000	5,750
区分	手数料 (円)																																			
	1月に 1回	2月に 1回																																		
1人	520	800																																		
2人	800	1,350																																		
3人	1,070	1,900																																		
4人	1,350	2,450																																		
5人	1,620	3,000																																		
6人	1,900	3,550																																		
7人	2,170	4,100																																		
8人	2,450	4,650																																		
9人	2,720	5,200																																		
10人	3,000	5,750																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯人員 10 人以下の家庭が使用する便槽</td> <td>           収集 1 回につき次の各号に掲げる収集の区分に応じ、当該各号に定める額            (1) 1 月に 1 回の収集又は 1 月に 2 回以上収集する場合の 1 回目の収集 次のア及びイに掲げる額の合計額                ア 1 便槽につき 250 円                イ 世帯人員 1 人につき 290 円            (2) 1 月に 2 回以上収集する場合の 2 回目以降の収集 630 円            (3) 2 月に 1 回の収集 次のア及びイに掲げる額の合計額                ア 1 便槽につき 250 円                イ 世帯人員 1 人につき 580 円         </td> </tr> <tr> <td>前項に掲げる便槽以外の便槽又は同項を適用することが不適当な便槽</td> <td>36 リットルまでごとに 350 円 (工事等の施行に伴い設置された仮設便所の便槽については、1,030 円に 36 リットルまでごとに 350 円を加算した額)</td> </tr> </tbody> </table>	取扱区分	手数料	世帯人員 10 人以下の家庭が使用する便槽	収集 1 回につき次の各号に掲げる収集の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 1 月に 1 回の収集又は 1 月に 2 回以上収集する場合の 1 回目の収集 次のア及びイに掲げる額の合計額 ア 1 便槽につき 250 円 イ 世帯人員 1 人につき 290 円 (2) 1 月に 2 回以上収集する場合の 2 回目以降の収集 630 円 (3) 2 月に 1 回の収集 次のア及びイに掲げる額の合計額 ア 1 便槽につき 250 円 イ 世帯人員 1 人につき 580 円	前項に掲げる便槽以外の便槽又は同項を適用することが不適当な便槽	36 リットルまでごとに 350 円 (工事等の施行に伴い設置された仮設便所の便槽については、1,030 円に 36 リットルまでごとに 350 円を加算した額)																													
取扱区分	手数料																																			
世帯人員 10 人以下の家庭が使用する便槽	収集 1 回につき次の各号に掲げる収集の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 1 月に 1 回の収集又は 1 月に 2 回以上収集する場合の 1 回目の収集 次のア及びイに掲げる額の合計額 ア 1 便槽につき 250 円 イ 世帯人員 1 人につき 290 円 (2) 1 月に 2 回以上収集する場合の 2 回目以降の収集 630 円 (3) 2 月に 1 回の収集 次のア及びイに掲げる額の合計額 ア 1 便槽につき 250 円 イ 世帯人員 1 人につき 580 円																																			
前項に掲げる便槽以外の便槽又は同項を適用することが不適当な便槽	36 リットルまでごとに 350 円 (工事等の施行に伴い設置された仮設便所の便槽については、1,030 円に 36 リットルまでごとに 350 円を加算した額)																																			
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>し尿 (定額制)</td> <td>定額制により難しいもの及び定額制の適用が不適当なものについて適用する。</td> <td>36 リットルにつき 340 円。ただし、工事等の施行に伴い設置された仮設便所の場合は、当該手数料に 1,000 円を加算する。</td> </tr> <tr> <td>し尿 (従量制)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	し尿 (定額制)	定額制により難しいもの及び定額制の適用が不適当なものについて適用する。	36 リットルにつき 340 円。ただし、工事等の施行に伴い設置された仮設便所の場合は、当該手数料に 1,000 円を加算する。	し尿 (従量制)																															
し尿 (定額制)	定額制により難しいもの及び定額制の適用が不適当なものについて適用する。	36 リットルにつき 340 円。ただし、工事等の施行に伴い設置された仮設便所の場合は、当該手数料に 1,000 円を加算する。																																		
し尿 (従量制)																																				
	(施行日) 平成 2 7 年 7 月 1 日																																			

内 容																																																										
議 案 番 号	第 1 6 号議案																																																									
議 案 名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について																																																									
第 6 期介護保険事業計画に基づき保険料率を設定し、及び介護予防・日常生活支援総合事業等の実施を開始する日を定めるもの																																																										
1 保険料率の算定に関する基準の見直し及び第 1 号被保険者の保険料率の設定																																																										
摘 要	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">改正前 (平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで)</th> <th colspan="3">改正後 (平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>対 象 者</th> <th>保険料額 (年額)</th> <th>区分</th> <th>対 象 者</th> <th>保険料額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者)</td> <td>17,430 円 (基準額 ×0.35)</td> <td rowspan="2">(1)</td> <td rowspan="2">令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者(老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者、生活保護受給者、市民税世帯非課税者で収入額等が 8 0 万円以下のもの)</td> <td rowspan="2">25,920 円 (基準額 ×0.45)</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で収入額等が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)に該当しないもの)</td> <td>22,410 円 (基準額 ×0.45)</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で収入額等が 1 2 0 万円以下であり、かつ、(1)及び(2)に該当しないもの)</td> <td>29,880 円 (基準額 ×0.60)</td> <td>(2)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で収入額等が 1 2 0 万円以下であり、かつ、(1)に該当しないもの)</td> <td>34,560 円 (基準額 ×0.60)</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で(1)から(3)までに該当しないもの)</td> <td>32,370 円 (基準額 ×0.65)</td> <td>(3)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で(1)及び(2)に該当しないもの)</td> <td>37,440 円 (基準額 ×0.65)</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で収入額等が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)から(4)までに該当しないもの)</td> <td>39,840 円 (基準額 ×0.80)</td> <td>(4)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で収入額等が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)から(3)までに該当しないもの)</td> <td>46,080 円 (基準額 ×0.80)</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で(1)から(5)までに該当しないもの)</td> <td>49,800 円 (基準額 ×1.00)</td> <td>(5)</td> <td>令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者(市民税非課税者で(1)から(4)までに該当しないもの)</td> <td>57,600 円 (基準額 ×1.00)</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>合計所得金額が 1 2 5 万円未満で(1)から(6)までに該当しない者</td> <td>54,780 円 (基準額 ×1.10)</td> <td>(6)</td> <td>合計所得金額が 1 2 5 万円未満で(1)から(5)までに該当しない者</td> <td>63,360 円 (基準額 ×1.10)</td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>合計所得金額が 2 0 0 万円未満で(1)から(7)までに該当しない者</td> <td>62,250 円 (基準額 ×1.25)</td> <td>(7)</td> <td>合計所得金額が 2 0 0 万円未満で(1)から(6)までに該当しない者</td> <td>72,000 円 (基準額 ×1.25)</td> </tr> </tbody> </table>	改正前 (平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで)			改正後 (平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで)			区分	対 象 者	保険料額 (年額)	区分	対 象 者	保険料額 (年額)	(1)	令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者)	17,430 円 (基準額 ×0.35)	(1)	令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者(老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者、生活保護受給者、市民税世帯非課税者で収入額等が 8 0 万円以下のもの)	25,920 円 (基準額 ×0.45)	(2)	令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で収入額等が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)に該当しないもの)	22,410 円 (基準額 ×0.45)	(3)	令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で収入額等が 1 2 0 万円以下であり、かつ、(1)及び(2)に該当しないもの)	29,880 円 (基準額 ×0.60)	(2)	令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で収入額等が 1 2 0 万円以下であり、かつ、(1)に該当しないもの)	34,560 円 (基準額 ×0.60)	(4)	令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で(1)から(3)までに該当しないもの)	32,370 円 (基準額 ×0.65)	(3)	令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で(1)及び(2)に該当しないもの)	37,440 円 (基準額 ×0.65)	(5)	令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で収入額等が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)から(4)までに該当しないもの)	39,840 円 (基準額 ×0.80)	(4)	令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で収入額等が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)から(3)までに該当しないもの)	46,080 円 (基準額 ×0.80)	(6)	令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で(1)から(5)までに該当しないもの)	49,800 円 (基準額 ×1.00)	(5)	令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者(市民税非課税者で(1)から(4)までに該当しないもの)	57,600 円 (基準額 ×1.00)	(7)	合計所得金額が 1 2 5 万円未満で(1)から(6)までに該当しない者	54,780 円 (基準額 ×1.10)	(6)	合計所得金額が 1 2 5 万円未満で(1)から(5)までに該当しない者	63,360 円 (基準額 ×1.10)	(8)	合計所得金額が 2 0 0 万円未満で(1)から(7)までに該当しない者	62,250 円 (基準額 ×1.25)	(7)	合計所得金額が 2 0 0 万円未満で(1)から(6)までに該当しない者	72,000 円 (基準額 ×1.25)
	改正前 (平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで)			改正後 (平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで)																																																						
	区分	対 象 者	保険料額 (年額)	区分	対 象 者	保険料額 (年額)																																																				
	(1)	令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者)	17,430 円 (基準額 ×0.35)	(1)	令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者(老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者、生活保護受給者、市民税世帯非課税者で収入額等が 8 0 万円以下のもの)	25,920 円 (基準額 ×0.45)																																																				
	(2)	令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で収入額等が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)に該当しないもの)	22,410 円 (基準額 ×0.45)																																																							
	(3)	令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で収入額等が 1 2 0 万円以下であり、かつ、(1)及び(2)に該当しないもの)	29,880 円 (基準額 ×0.60)	(2)	令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で収入額等が 1 2 0 万円以下であり、かつ、(1)に該当しないもの)	34,560 円 (基準額 ×0.60)																																																				
	(4)	令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で(1)から(3)までに該当しないもの)	32,370 円 (基準額 ×0.65)	(3)	令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で(1)及び(2)に該当しないもの)	37,440 円 (基準額 ×0.65)																																																				
	(5)	令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で収入額等が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)から(4)までに該当しないもの)	39,840 円 (基準額 ×0.80)	(4)	令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で収入額等が 8 0 万円以下であり、かつ、(1)から(3)までに該当しないもの)	46,080 円 (基準額 ×0.80)																																																				
	(6)	令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で(1)から(5)までに該当しないもの)	49,800 円 (基準額 ×1.00)	(5)	令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者(市民税非課税者で(1)から(4)までに該当しないもの)	57,600 円 (基準額 ×1.00)																																																				
	(7)	合計所得金額が 1 2 5 万円未満で(1)から(6)までに該当しない者	54,780 円 (基準額 ×1.10)	(6)	合計所得金額が 1 2 5 万円未満で(1)から(5)までに該当しない者	63,360 円 (基準額 ×1.10)																																																				
(8)	合計所得金額が 2 0 0 万円未満で(1)から(7)までに該当しない者	62,250 円 (基準額 ×1.25)	(7)	合計所得金額が 2 0 0 万円未満で(1)から(6)までに該当しない者	72,000 円 (基準額 ×1.25)																																																					

内 容	
議 案 番 号	第 1 7 号議案
議 案 名	安城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴うもの</p> <p>1 題名の変更 安城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 → 安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>2 次に掲げる基準等が、条例で定めることとされたため、当該基準等を定めるもの  (1) 指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件  (2) 指定介護予防支援の事業の人員及び運営等に関する基準  (3) 基準該当介護予防支援の事業が満たすべき基準  (4) 地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準</p> <p>(施行日) 平成 2 7 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 1 8 号議案
議 案 名	安城市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
摘 要	<p>児童福祉法の改正により保育の実施基準を定める必要がなくなったこと等に伴うもの</p> <p>保育の実施（保育所への入所）の基準は、児童福祉法において条例に委任されていたが、同法の改正により条例への委任事項でなくなったため、これについて規定する条例を廃止する。</p> <p>(施行日) 平成 2 7 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 1 9 号議案
議 案 名	安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
摘 要	<p>高齢者地域生活支援促進事業の円滑な執行に必要な財源を確保するため、基金を設置する。</p> <p>(施行日) 平成 2 7 年 4 月 1 日</p>

内 容																						
議 案 番 号	第 2 0 号 議 案																					
議 案 名	安城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について																					
摘 要	消防団員の処遇を改善し、もって地域防災力の向上を図るもの																					
	1 団員の年齢要件の引下げ 満 2 0 歳以上の者 → 満 1 8 歳以上の者																					
	2 団長及び副団長の任期の短縮 4 年 → 2 年																					
	3 職務報酬の額の改定																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>163,000 円</td> <td>167,900 円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>122,100 円</td> <td>125,800 円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>88,800 円</td> <td>91,500 円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>60,500 円</td> <td>62,400 円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>37,000 円</td> <td>38,200 円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>36,000 円</td> <td>37,600 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正前	改正後	団長	163,000 円	167,900 円	副団長	122,100 円	125,800 円	分団長	88,800 円	91,500 円	副分団長	60,500 円	62,400 円	班長	37,000 円	38,200 円	団員	36,000 円	37,600 円
	区分	改正前	改正後																			
	団長	163,000 円	167,900 円																			
	副団長	122,100 円	125,800 円																			
	分団長	88,800 円	91,500 円																			
	副分団長	60,500 円	62,400 円																			
班長	37,000 円	38,200 円																				
団員	36,000 円	37,600 円																				
4 費用弁償の額等の見直し																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒出動等 費用弁償</td> <td>日額 3,100 円</td> <td rowspan="2">水火災その他の非常災害の 現場での作業又は警戒活動 への従事</td> <td>従事した時間が 4 時間を超える日</td> <td>日額 7,000 円</td> </tr> <tr> <td>訓練等費用 弁償</td> <td>日額 3,100 円</td> <td>従事した時間が 4 時間以下の日</td> <td>日額 3,500 円</td> </tr> <tr> <td>会議費用弁 償</td> <td>日額 3,100 円</td> <td>訓練若しくは災害の予防活動への従事又は会議 等への出席</td> <td>日額 3,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	改正前		改正後		区分	金額	区分	金額	警戒出動等 費用弁償	日額 3,100 円	水火災その他の非常災害の 現場での作業又は警戒活動 への従事	従事した時間が 4 時間を超える日	日額 7,000 円	訓練等費用 弁償	日額 3,100 円	従事した時間が 4 時間以下の日	日額 3,500 円	会議費用弁 償	日額 3,100 円	訓練若しくは災害の予防活動への従事又は会議 等への出席	日額 3,500 円	
改正前		改正後																				
区分	金額	区分	金額																			
警戒出動等 費用弁償	日額 3,100 円	水火災その他の非常災害の 現場での作業又は警戒活動 への従事	従事した時間が 4 時間を超える日	日額 7,000 円																		
訓練等費用 弁償	日額 3,100 円		従事した時間が 4 時間以下の日	日額 3,500 円																		
会議費用弁 償	日額 3,100 円	訓練若しくは災害の予防活動への従事又は会議 等への出席	日額 3,500 円																			
(施行日)																						
平成 2 7 年 4 月 1 日																						

内 容	
議 案 番 号	第 2 1 号議案
議 案 名	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>県費負担教員の給与の改定に準じ、市費負担教員の給与を改定するもの</p> <p>1 給料表の引下げ 引下げは、国の給与制度の総合的見直し（平均2パーセント減）及び県独自の地域手当との配分見直しによるもの</p> <p>2 地域手当の引上げ 引上げは、国の給与制度の総合的見直し及び県独自の給料との配分見直しによるもの 6.7パーセント → 10.5パーセント ※ 平成30年3月31日までは、10.5パーセントの範囲内で教育委員会規則で定める割合とする。</p> <p>(施行日) 平成27年4月1日</p>
議 案 番 号	第 2 2 号議案
議 案 名	安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市西部グラウンドゴルフ場の設置に伴うもの</p> <p>1 名称 安城市西部グラウンドゴルフ場</p> <p>2 位置 安城市福釜町釜ヶ淵120番地</p> <p>(施行日) 平成27年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 2 3 号議案
議 案 名	平成 2 6 年度安城市一般会計補正予算 (第 5 号) について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 2 4 号議案 ~ 第 3 1 号議案
議 案 名	平成 2 6 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	国民健康保険事業 (第 2 号) 土地取得 (第 1 号) 有料駐車場事業 (第 1 号) 下水道事業 (第 3 号) 農業集落排水事業 (第 2 号) 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 (第 3 号) 介護保険事業 (第 3 号) 後期高齢者医療 (第 1 号) の 8 会計 資料別添
議 案 番 号	第 3 2 号議案
議 案 名	平成 2 6 年度安城市水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
摘 要	資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 3 3 号議案
議 案 名	平成 2 7 年度安城市一般会計予算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 3 4 号議案 ～ 第 4 1 号議案
議 案 名	平成 2 7 年度安城市特別会計予算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 農業集落排水事業 安城 桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療の 8 会計 資料別添
議 案 番 号	第 4 2 号議案
議 案 名	平成 2 7 年度安城市水道事業会計予算について
摘 要	資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 4 3 号 議 案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>陸上競技場改修工事</p> <p>場 所 安城市新田町地内</p> <p>概 要</p> <p>(1) 内容 インフィールド内人工芝敷設及び全天候舗装 走路内全天候舗装</p> <p>(2) 面積 インフィールド内人工芝敷設 5, 892. 8平方メートル インフィールド内全天候舗装 4, 028. 0平方メートル 走路内全天候舗装 245. 4平方メートル</p> <p>契 約 金 額 280, 800, 000円</p> <p>契約の相手方 安城市桜井町城阿原28番地 サン・シールド株式会社 代表取締役 米 森 清 晴</p> <p>契約の方法 条件付一般競争入札</p> <p>工 期 ~平成28年3月15日</p>
議 案 番 号	第 4 4 号 議 案
議 案 名	財産の取得について
摘 要	<p>市民配布用防災用品</p> <p>種 類 防災ラジオ</p> <p>数 量 5, 000台</p> <p>契 約 金 額 46, 602, 000円</p> <p>契約の相手方 名古屋市中区栄五丁目19番31号 リズム時計工業株式会社大阪支店名古屋営業所 所長 勝 山 浩 之</p> <p>契約の方法 随意契約</p>
議 案 番 号	第 4 5 号 議 案
議 案 名	損害賠償の額の決定及び和解について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 650, 000円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 平成27年1月7日 午後1時20分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市緑町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の県道において、走行中の公用車が左折するため減速した前方の車両を避けようと追越車線に進入したところ、当該車線を走行中の相手方車両と接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 車体左側面の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p>



内 容	
議 案 番 号	第 4 6 号議案
議 案 名	西三河地方教育事務協議会規約の変更について
摘 要	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>西三河地方教育事務協議会の委員構成の変更  「関係市町教育委員会の委員長及び教育長」 → 「関係市町教育委員会の教育長及び委員の代表 1 名」</p> <p>(施行日)  平成 2 7 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 4 7 号議案
議 案 名	市道路線の認定について
摘 要	<p>開発行為等に伴うもの</p> <p>認定 6 路線 551.17m</p> <p>認定後の市道 3,955 路線 1,260,723.94m</p>

内 容	
議 案 番 号	報告第1号
議 案 名	専決処分について
摘 要	交通事故による損害賠償の額の決定及び和解
	1 平成26年11月2日発生の事故
	(1) 損害賠償額 201,290円
	(2) 事故内容
	ア 発生時刻 午後3時40分ごろ
	イ 発生場所 安城市東端町地内
	ウ 経 過 上記地内の市道において、安城市消防団東端分団の消防自動車 が路肩に駐車するため後退したところ、後方で待機していた 相手方車両と接触したもの
	(3) 相手方の損害の程度 車体前部の損傷
	(4) 過失割合 安城市100パーセント 相手方0パーセント
	(5) 専決年月日 平成26年12月22日
	2 平成26年10月23日発生の事故
	(1) 損害賠償額 32,000円
	(2) 事故内容
	ア 発生時刻 午前10時15分ごろ
	イ 発生場所 安城市赤松町地内
	ウ 経 過 上記地内の市道において、走行中の公用車が、店舗の駐車 場から当該市道に飛び出した相手方車両と接触したもの
	(3) 相手方の損害の程度 車体前部の損傷
	(4) 過失割合 安城市20% 相手方80%
	(5) 専決年月日 平成27年1月29日
	3 平成26年12月3日発生の事故
(1) 損害賠償額 297,684円	
(2) 事故内容	
ア 発生時刻 午後2時10分ごろ	
イ 発生場所 安城市大東町地内	
ウ 経 過 上記地内のマンション敷地において、ごみ収集作業中の公 用車が、当該敷地内に停車中の相手方車両と接触したもの	
(3) 相手方の損害の程度 車体右側面の損傷	
(4) 過失割合 安城市100% 相手方0%	
(5) 専決年月日 平成27年2月5日	
4 平成27年1月1日発生の事故	
(1) 損害賠償額 54,000円	
(2) 事故内容	
ア 発生時刻 午前1時ごろ	
イ 発生場所 安城市尾崎町地内	
ウ 経 過 上記地内の神社駐車場において、安城市消防団志貴分団の 消防自動車が駐車するため後退したところ、隣接する相手方 宅の塀と接触したもの	
(3) 相手方の損害の程度 塀の損傷	
(4) 過失割合 安城市100% 相手方0%	
(5) 専決年月日 平成27年2月12日	

内 容	
議 案 番 号	報告第 2 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	施設管理に係る事故の損害賠償の額の決定及び和解
	1 損害賠償額 19,333円
	2 事故内容
	(1) 発生日時 平成26年12月3日 午後5時ごろ
	(2) 発生場所 安城市三河安城南町地内
	(3) 経 過 上記地内の市道において、走行中の相手方車両が、道路のくぼみにはまったもの
3 相手方の損害の程度 右の前輪の損傷	
4 過失割合 安城市50% 相手方50%	
5 専決年月日 平成27年1月16日	
議 案 番 号	報告第 3 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	業務に係る事故の損害賠償の額の決定及び和解
	1 平成26年12月25日発生の事故
	(1) 損害賠償額 160,262円
	(2) 事故内容
	ア 発生時刻 午前9時25分ごろ
	イ 発生場所 安城市池浦町地内
	ウ 経 過 上記地内の市道において、樹木の剪定作業中に、切り落とした枝が走行中の相手方車両に当たったもの
	(3) 相手方の損害の程度 車体左後部の損傷
	(4) 過失割合 安城市100% 相手方0%
	(5) 専決年月日 平成27年2月3日
	2 平成27年1月31日発生の事故
	(1) 損害賠償額 217,225円
(2) 事故内容	
ア 発生時刻 午前10時40分ごろ	
イ 発生場所 安城市大東町地内	
ウ 経 過 上記地内のリサイクルステーションにおいて、コンテナ前に置いてあった脚立が、強風に押されて進み、相手方車両に当たったもの	
(3) 相手方の損害の程度 車体左後部の損傷	
(4) 過失割合 安城市100% 相手方0%	
(5) 専決年月日 平成27年2月10日	

内 容	
議 案 番 号	同意第 1 号
議 案 名	監査委員の選任について
摘 要	<p>議員のうちから選任した委員 今井隆喜の辞職（平成 27 年 3 月 3 日）に伴う後任の選任</p> <p>監査委員  識見を有する者のうちから選任される者  任期 4 年  定数 1 人  要件 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に  関し優れた識見を有する者  議員のうちから選任される者  任期 議員の任期  定数 1 人</p>
議 案 番 号	同意第 2 号
議 案 名	公平委員会委員の選任について
摘 要	<p>委員 尾本雅光の任期満了（平成 27 年 5 月 10 日）に伴う後任の選任</p> <p>公平委員会委員  任期 4 年  定数 3 人  要件 人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し識見を有する者</p>
議 案 番 号	同意第 3 号
議 案 名	固定資産評価審査委員会委員の選任について
摘 要	<p>委員 山口修の任期満了（平成 27 年 5 月 10 日）に伴う後任の選任</p> <p>固定資産評価審査委員会委員  任期 3 年  定数 3 人  要件 本市の住民、市税の納税義務者又は固定資産の評価について学識経験を有する者</p>